



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2014年8月(第29号)

今年の夏は例年になく大雨で各地で被害が発生しましたが、皆様の地域では影響はなかったでしょうか。

「事務所だより 8月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 労働条件を明示していますか？
- 2 厚生年金保険料がアップします
- 3 定期健康診断を実施していますか？
- 4 当事務所から

労働条件を明示していますか？

会社は従業員を採用する際、正社員やパートタイマーにかかわらず、賃金や労働時間など特に重要な労働条件を書面で明示することが法令で義務付けられています。これは労働条件をあいまいにしたまま従業員を採用すると「約束した条件とは違う！」といったトラブルが発生する可能性があるからです。労働条件を労働条件通知書や雇用契約書、就業規則などの書面で従業員に明示していますか？

今回は明示すべき労働条件の中でも特に書面交付により明示する必要がある事項をご紹介します。

■ 書面の交付による明示が義務付けられている事項

1	労働契約の期間
2	就業の場所・従事する業務の内容
3	始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
4	賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締め切り、支払いの時期に関する事項
5	退職に関する事項（解雇の事由を含む）

上記以外に口頭の明示でもよい事項があります。（昇給に関する事項、退職手当の定めが適用される従業員の範囲、退職手当の決定、計算・支払いの時期に関する事項等）

また就業規則に当該従業員に適用される条件が具体的に規定されている場合は、雇用契約締結時に、その従業員に適用される部分を明らかにした上で就業規則を交付すれば、再度同じ事項について書面を交付する必要はありません。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/070614-1.pdf>

厚生年金保険料がアップします

厚生年金保険の保険料率は平成16年10月から平成29年度まで毎年1,000分の3.54ずつ引き上げられ、平成29年9月からは1,000分の183で固定されることになっています。

平成26年度も9月分（同年10月納付分）から0.354%（坑内員・船員は0.248%）引き上げられ17.474%（坑内員・船員17.688%）となります。そのため、10月支給の給料から控除する保険料より新保険料が適用されますので注意が必要です。（当月保険料をその月に控除している場合は9月支給の給料から新保険料を適用します）

なお厚生年金基金に加入している場合の保険料は上記と異なりますので、詳細は各厚生年金基金にお問い合わせください。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/00000212326QIC7K0yfd.pdf>

定期健康診断を実施していますか？



労働安全衛生法及び安全衛生規則では業種・規模を問わず事業者年に1回、定期的に健康診断を実施することを義務付けており、労働者にも受診義務があるとされています。受診者の範囲は次の①と②の両方を満たす常用労働者とされています。

- ①期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある場合でも更新により1年以上使用する予定であったり、引き続き使用している場合は該当）
- ②1週間の労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者（正規社員）の4分の3以上であること。（ただし、概ね2分の1以上である者については受けさせることが「望ましい」とされています）

忘れずに年に1度実施しましょう。

当事務所から



事務所日より8月号はいかがでしょう。

最近、所謂「イクメン」お父さんを以前よりも見かけるようになりました。先日も抱っこひもでお子さんを抱っこして保育園まで連れていく男性を地下鉄で見かけましたが、子育てに対する男性の意識が変わってきているのですね。見ていて応援したい気持ちになりました。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

（部屋番号とFAX番号が変更になりました）

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー

藤井真由美